

志摩市耐震シェルター設置事業補助金交付要綱

平成25年3月29日

告示第41号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震による住宅の倒壊から居住者の生命を守り、地震に強いまちづくりを進めることを目的として、耐震シェルターを設置する事業(以下「補助事業」という。)を行おうとする者に対し、補助金を交付することに関し志摩市補助金等交付規則(平成16年志摩市規則第60号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 耐震シェルター 住宅内に設置することにより、当該住宅が倒壊した場合でも居住者の生命の安全を守る機能を有する構造物で次のいずれかに該当するものをいう。

ア 三重県型「耐震シェルター」の仕様基準を満たしているもの

イ アに掲げるもののほか、市長が特に認めるもの

(2) 耐震診断 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 志摩市木造住宅耐震診断等事業実施要綱(平成16年志摩市告示第59号)に基づき実施した診断

イ 建築士法(昭和25年法律第202号)に基づく登録を受けた建築士事務所に所属し、三重県が後援又は一般財団法人日本建築防災協会が主催する木造住宅耐震診断資格者講習を受講した者が、三重県木造住宅耐震診断マニュアル(一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」準拠)又は一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」(以下「耐震診断マニュアル等」という。)に基づき実施した診断

(対象住宅)

第3条 補助金の対象となる住宅(以下「対象住宅」という。)は、次の各号の全てに該当するものとする。ただし、補助対象となる耐震シェルターの基数は対象住宅1戸当たり1基とする。

- (1) 市内にある昭和56年5月31日以前に着工している木造住宅(戸建て住宅、アパート又は長屋に限る。)で、階数が3階以下のもの
- (2) この要綱による補助金の交付を受けていない住宅
- (3) 志摩市木造住宅耐震補強等事業費補助金交付要綱(平成16年志摩市告示第60号)による補助金の交付を受けていない住宅
- (4) 耐震シェルターの工事着工前であるもの(工事契約を締結していないもの)

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、市内に住所を有する者で、対象住宅に現に居住するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は補助の対象としない。

- (1) 本人及び同一世帯に属する者が市税を滞納している場合
- (2) 本人及び同一世帯に属する者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員である場合

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費は、対象住宅に設置する耐震シェルターの本体購入費、設置費及び工事費(以下「補助対象経費」という。)とする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額(当該額が100万円を超える場合は100万円)を限度とし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるとき

は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ志摩市耐震シェルター設置事業補助金交付申請書(様式第1号。次条において「申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震シェルターの設置に要する経費の見積書等の写し
- (2) 補助対象者の要件が確認できる書類の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定等)

第8条 市長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、志摩市耐震シェルター設置事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付申請内容の変更)

第9条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた申請者(以下「補助金交付決定者」という。)は、申請内容を変更しようとするときは、志摩市耐震シェルター設置補助事業計画変更承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請について承認をしたときは、志摩市耐震シェルター設置補助事業計画変更承認通知書(様式第4号)により当該申請をした者に通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 申請者は、補助事業の中止又は廃止をしようとする場合は、志摩市耐震シェルター設置補助事業計画廃止(中止)届(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助金交付決定者は、補助事業が完了したときは、その日から30

日以内又は当該年度の末日のいずれか早い日までに志摩市耐震シェルター設置補助事業完了実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 契約書、請書又は注文書の写し
 - (2) 領収書の写し
 - (3) 耐震シェルターの設置前、施工中及び設置後の写真
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- (補助金の交付額の確定)

第12条 市長は、前条の実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて職員に現地調査をさせ、その報告に係る補助事業が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を志摩市耐震シェルター設置事業補助金交付確定通知書(様式第7号)により補助金交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第13条 前条の規定による通知を受けた補助金交付決定者は、速やかに、志摩市耐震シェルター設置事業補助金支払請求書(様式第8号)により市長に補助金の交付を請求するものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(施行期日)

1 この告示は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、この告示による改正前の各告示の規定に基づく様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(令和6年10月2日告示第146号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(令和7年5月28日告示第100号)

この告示は、公表の日から施行